

# 八王子ファッション協議会 規約

## 第1章 総 則

- 第1条 本会は、八王子ファッション協議会と称す。
- 第2条 本会の事務局を、東京都八王子市元本郷町2-3-1(有)大恵に置く。

## 第2章 目的 及 び 事 業

- 第3条 本会は、東京八王子市を中心とした産地の活性化及び産地内外の交流、ファッション都市作りの推進を目的とする。
- 第4条 本会は前条の目的を達成する為に次の事業を行う。
1. 八王子市におけるファッション産業振興に関する協力
  2. 同一目的を有する他団体及び個人との交流
  3. 定例会・勉強会・展示会・発表会等の開催
  4. その他、本会の目的達成に必要な事業の実施

## 第3章 組 織

- 第5条 本会は、原則として八王子市に在住・在勤・在学の者で、第3条の目的に賛同する法人及び団体・個人をもって会員とし、組織を構成する。但し、本会が会員として必要と認めたものについてはこの限りではない。

## 第4章 役 員

- 第6条 本会に次の役員を置き、役員は総会で選出する。
1. 会 長 1名
  2. 副会長 2名以上
  3. 事務局長 1名以上
  3. 会 計 1名以上
  4. 監事 1名以上
  5. 定例会委員 1名
  6. 広報委員 1名以上
  7. 販売委員 1名以上

- 第7条 役員の仕事は次の通りとする。
- 会長は本会を代表し会務を統括する。
- 副会長は会長を補佐し、会長に事故があった時はその職務を代行する。
- 役員は役員会の構成員として会務を分担、執行にあたる。

- 第8条 役員の仕事は2年とし、再任は妨げない。補充役員の仕事は前任者の残任期間とする。

## 第5章 会 議

- 第9条 本会の総会は定時総会及び臨時総会とし、会長がこれを招集する。
- 定時総会は原則として毎年4月に開催し、臨時総会は随時必要に応じて開催する。
- 総会の成立は構成員の2分の1以上の出席を必要とし、議決は出席者の過半数を以て決する。

書面を以て決議権の委任をした場合は出席とみなす。可否同数の時は議長がこれを決する。

第10条 総会は、以下の事項について議決する。

1. 事業計画、事業報告に関する事項
2. 収支予算、収支決算に関する事項
3. 役員を選任及び解任に関する事項
4. 規約等の改正に関する事項
5. その他の重要事項

第11条 役員会は、毎月定期的に開催し会務を処理する。

又、随時必要に応じて臨時役員会を開催することが出来る。

第12条 役員会は会長が議長となり、次に掲げる事項を審議し、議決する。

1. 総会に付すべき事項
2. 総会において議決された事項の執行に関する事項
3. その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

## 第6章 会 計

第13条 本会の経費は、会費、寄付金その他の収入を以てあてる。

第14条 本会の会費は次の通りとする。

年会費 法人及び団体、個人とも 12,000円(1,000円/月)

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第16条 本会の決算は、年度終了後2週間以内に監事の監査を経て、総会の承認を求めるものとする。

## 第7章 入 会 及 び 脱 退

第17条 本会の入会及び脱会に際しては書面にて提出、役員会の承認を得るものとする。

第18条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、除名することが出来る。

1. 第3条の目的に賛同しないとき
2. 6か月以上会費が未納のとき
3. 長期にわたり連絡がとれなくなったとき
4. 協議会会員として相応しくない行動・言動があったとき

## 第8章 附 則

第19条 この規約に定めるもののほか、本会の運営について必要な事項は役員会の議決を経て、会長がこれを別に定めることが出来る。

第20条 本規約は2016年4月15日から施行する。